

令和4年度税制改正に関する意見書

令和 3 年 3 月

北 陸 税 理 士 会

目次

はじめに	1
税制に対する基本的視点.....	2
I 各税目に共通する改正意見.....	4
1. 納税者権利憲章を創設すること.....	4
2. 税務調査手続を見直すこと.....	4
3. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること	5
4. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること...	5
5. 中小企業者等の再編・統合等による株式・事業の譲渡益に対する更なる税負担の軽減措置を行い、事業承継の円滑化を図ること.....	5
6. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者及び源泉徴収税額を除くこと.....	6
7. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと.....	6
II 所得税法に関する改正意見.....	7
【重要要望項目】	
1. 所得控除を整理・簡素化し、人的控除については税額控除に組み替えること.....	7
2. 財産債務調書制度を見直すこと.....	8
3. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること.....	8
4. 所得税の確定申告期限を延長すること.....	8
【個別要望項目】	
1. 土地建物等の譲渡損益の所得金額の計算方式を見直すこと.....	9
2. 損失の繰越控除の期間制限を見直すこと.....	9
3. 雑損控除の適用範囲を拡大すること.....	9
4. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと.....	9
5. 通勤手当の非課税限度額を日割り計算することが可能となるように見直すこと.....	10
6. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと	10
7. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一定要件のもとで必要経費とすること.....	10
8. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること.....	11
9. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家	

屋について行うものとする事	11
10. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を5年間に延長すること	12
11. 個人事業者の被服費等の購入費用の必要経費算入規定を設けること	12
12. 仮想通貨（暗号資産）の譲渡による所得を申告分離課税とすること	13
III 法人税法に関する改正意見	14
【重要要望項目】	
1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと	14
2. 役員給与の損金不算入制度を見直すこと	14
【個別要望項目】	
1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を見直すこと	14
2. 退職給付引当金の損金算入を中小法人について認めること	15
3. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間及び控除割合の制限を廃止すること	15
4. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を中小法人について認めること	16
5. 試験研究費に係る税額控除制度を見直すこと	16
6. 確定決算基準の維持について	16
7. 減価償却制度を見直すこと	17
IV 相続税法に関する改正意見	18
【重要要望項目】	
1. 相続税の課税方式を見直すこと	18
2. 相続税の申告期限を延長すること	18
【個別要望項目】	
1. 類似業種比準方式による取引相場のない株式の評価を見直すこと	19
2. 耐用年数を経過した家屋等の評価方法を見直すこと	19
3. 損害保険契約に係る返戻金のみなし贈与財産規定を見直すこと	19
4. 非上場株式等の納税猶予制度について見直すこと	20
5. 教育資金の一括贈与非課税制度の廃止	20
6. 相続税の連帯納付義務制度を見直すこと	20
V 消費税法に関する改正意見	22
【重要要望項目】	
1. 軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すこと	22
2. 請求書等保存方式を維持し、適格請求書保存方式（インボイス方式）を見直すこと	22
【個別要望項目】	
1. 消費税の基準期間制度を廃止すること	22
2. 非課税取引の範囲を見直すこと	23

3. 仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること	23
4. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること.....	24
VI 地方税法に関する改正意見.....	25
【重要要望項目】	
1. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること.....	25
【個別要望項目】	
1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること.....	25
2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること.....	25
3. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること.....	26
4. 償却資産に係る固定資産税を廃止すること.....	26
5. 全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一すること.....	26
6. 個人住民税の特別徴収を特別徴収義務者が支払った給与所得に限定すること.....	26
7. 個人住民税を現年課税とすること.....	27
VII 納税環境整備に関する改正意見.....	28
【重要要望項目】	
1. イメージデータによる添付書類の提出における環境を整えること.....	28
2. e-Tax と eLTAX の効率的運用について	28
3. 納付書による納税方法の存続と利便性向上について.....	28
【個別要望項目】	
1. 一定の個人事業者について「個人事業者番号」を取得できるようにすること.....	29
2. 不服申立手続の改革の方向性について.....	29
あとがき	30

はじめに

北陸税理士会（以下「当会」という。）は、税理士法第49条の11「税理士会は、税務行政その他租税または税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。」の規定に基づき、令和4年度税制改正に関する意見を提言する。

この意見書を作成するにあたって、当会調査研究部では従来から次の三点を基本として、過年度の意見書をベースに、新たに会員や各支部から寄せられた意見について検討し集約した。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

この意見書は、日常の税理士業務において納税者と直に係わりあう税務の専門家である実務家の立場から、税制および税務行政の問題点を把握し、その解決のための方向性を意見しており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の発展を目的としている。

必要とされる税制改正には、とりわけ中小企業や小規模事業を中心とした地域経済の活性化、少子高齢社会への対応、低所得者・経済的弱者層への配慮が重要な観点となる。

令和2年初頭から世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症は日本においてもいまだその勢いは衰えることを知らず、私たちの生活や家計及び仕事に大きな打撃を及ぼしている。ウイズコロナ・ポストコロナの時代には、上述のような低所得者・経済的弱者層へ配慮した税制がより一層重要となることは間違いない。

われわれ税理士は、単に税負担の軽減だけを求めるのではなく、公平を第一義として、国民一人一人が納得して納税できる税制の実現を希求するものである。

税制に対する基本的視点

当会調査研究部では、税制改正を論議する際に、議会制民主主義を前提とした申告納税制度の下では、制度の成立過程や内容が透明で理解しやすく、その制度に基づき納税することについて、納税者の理解と納得なしには改正議論は進まないとの考え方から、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、税制に対する視点を従来どおり次の5つに定めた。

1. 公平な税負担

税制の基本は税負担の公平だが、何をもって公平とするかの基準は様々であり、普遍的な公平の存在も流動的である。現在の少子高齢社会においては、特に低所得者層や経済的弱者層に配慮しながら、高齢者を年齢だけで一律に優遇する税制の歪みを見直し、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要である。

したがって、公平な税負担を実現させるためには、水平的公平や垂直的公平、更には世代間の公平が各々互いに補完し合えるような均衡のとれた税制を構築していく必要がある。

2. 自由な経済活動を妨げない税制

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を与えるためには、税制が経済活動や資産選択等に歪みや障害とならないようにしなければならない。特に税制改正については、財政状況についての周知を前提とし、その目的や内容について国民の理解が得られるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感が拭いきれない税制上の措置を見直し、超過負担を最小限に留められるよう継続的な見直しを行う必要がある。

3. 簡素な申告納税事務

申告納税制度は、納税者が自ら租税法規を理解し、税額を正しく計算して期限までに申告納税を行うことができることを前提としていることから、租税制度は複雑難解なものであってはならない。また、制度を精緻なものとしても計算が複雑になりすぎるとは納税者の理解は得られない。さらに、単に納税者側の事務負担を軽くしても課税庁側の負担が重くなれば、結局、徴税コストの削減にはつながらない。

そこで、適正で公平な課税を実現するためには、納税者の事務負担がどの程度になるか、また、どの程度まで許容されるのかという視点も重要になってくる。たと

えば、源泉所得税など徴収義務者が税負担者の税額を計算し納付するものについては、その事務負担に対する十分な配慮が必要であるし、消費税についても事業者の事務負担への配慮が必要である。

したがって、簡素な申告納税事務であるためには、官民一体となった協力体制が必要であり、官民全体での徴税コストが常に最小限になるような制度であることが求められる。

4. 時代に適合する税制

わが国を取り巻くグローバルな経済社会環境は、日々刻々と変化を続けている。税制はこうした経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応していかなければ、新たな歪みや不公平を生じさせることとなる。

したがって、国際競争力の向上、自由な経済取引による国内需要の喚起といった観点から、国際的な整合性を保ち、既得権や既成の制度に影響されることなく、常に時代に適合する税制となるよう政策税制等の見直しを継続しなければならない。

5. 透明な税務行政

納税者の観点から税務行政庁に求めるものは、常に適正、公平で信頼できる透明な税務行政の執行である。

したがって、その実現のためには、特に税務行政手続に関する規定を法律において整備することが求められる。さらに、課税庁が適正で公平な執行を担保するため、通達等で運用上対応している現状も踏まえて、制度面のみならず執行・運用面での適正化も確立していくことが求められる。

令和4年度の税制改正に関する意見

(H**～) = 平成**年度分よりの意見

(～) = 平成16年度以前よりの意見

I 各税目に共通する改正意見

1. 納税者権利憲章を創設すること

【意見および理由】 (H25～)

平成23年度税制改正大綱(抄)で示された納税者権利憲章については、税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するための礎となるべきものであり、早急に創設されることが望まれる。

憲章については、複雑な税務手続を納税者の視点から理解し易いものとなるよう、一覧性のある形で、平易な言葉で簡潔・明瞭に示す形での策定が望まれる。

したがって、国税通則法第1条の目的規定を改正して、納税者権利憲章を創設して納税者の権利保護を図るべきである。

2. 税務調査手続を見直すこと

[条文] 通則法第7章の2関係

【意見および理由】 (一部加除 H25～)

国税通則法等に基づく税務調査手続の適正化への取組みは、申告納税制度における国と国民・納税者間の信頼関係を維持発展させるために欠かせない。そのためには手続規定の不断の見直しが必要である。実効ある制度の実施に向けて次の点について検討すべきである。

(1) 税務調査の事前通知の時期について

事前通知の時期については法令に規定がなく、運用上調査開始日までに納税者が調査を受ける準備等ができるよう、調査までに相当の時間的余裕を持って行うこととしているが、担当者や統括官の判断により短期間で済まされる可能性もあることから、事前通知は最低でも税務調査候補日として税務署員が提示した日の内、最も直近の日から起算して2週間前まで行うものとすべきである。

(2) 提出物件の留置きについて

国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができると法定化された。ただし、提出される物件が、調査の過程で課税庁職員に提出するために納税義務者等が新たに作成した物件である場合は、「留置き」には当たらない取扱とされている。

一般に、「留置き」の対象となる提出物件は、質問検査等の対象となる「帳簿書

類その他の物件」の範囲に含まれるものであると考えられる。しかし、電子商取引や経理処理の電算化の進展に伴い電子媒体に記録されたデータ等、対象物件を巡り判断に迷う場合も生じている。

したがって、調査の現場で混乱が生じることが無いように、「物件」の意義を法定し、具体的な判断基準を明示すべきである。

3. 各種の承認申請書および届出書の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限とすること

[条文] 法法 122 法令 30、52、119 の 6 消法 9、19、30、37 消令 20 通法 17

【意見および理由】 (～)

法人税の青色申告承認申請書をはじめ、棚卸資産・有価証券の評価方法や減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の提出期限は、当該事業年度の開始の日の前日までとされており、また、消費税の課税制度等の選択届出書については、課税期間開始の日の前日までとされている。しかし、評価方法等の変更の判断や設備投資等の事業計画は決算確定後に行うことが一般的であり、現行規定では実務上の不都合を招きかねず税制上の不利益を被ることがある。

公平な税負担、自由な経済活動を妨げない税制、簡素の申告納税事務、時代に適合する税制、透明な税務行政を実現するためにも、不都合や不利益の原因となっている現行の提出期限は、各税目の確定申告書の提出期限と同一にすべきである。

4. 同族関係者・特別関係者の範囲を個別に規定し、実態に即した要件を定めること

【意見および理由】 (H24～)

法人税法、相続税法等において、同族関係者および特別関係者の範囲を定める場合は、民法上の親族概念が借用されているが、現在の社会情勢から相当に乖離していると言わざるを得ない。

したがって、同族会社の判定、特定同族会社の判定、非上場株式の納税猶予制度における納税猶予の取消事由などに用いられている親族概念を、制度の趣旨に合致した範囲に限定すべきである。

例えば、取引相場のない株式等の評価に際しての同族関係者の範囲は、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等内姻族程度が適切であると考えられる。

5. 中小企業者等の再編・統合等による株式・事業の譲渡益に対する更なる税負担の軽減措置を行い、事業承継の円滑化を図ること

【意見および理由】 (H31～)

中小企業者等の経営者の多数は高齢化や後継者不足の問題を抱えている。中小企業

者等の事業承継を早期に促すため、株式、事業の譲渡益に係る税負担を軽減することにより、事業承継の円滑化を図るべきである。

6. 復興特別所得税の納税義務者及び課税の対象から、所得税の源泉徴収義務者及び源泉徴収税額を除くこと

〔条文〕 復興財確法 6～38

〔意見および理由〕（一部加除 H27～）

復興特別所得税については、グロスアップ計算が複雑で利息、配当、給与等における源泉徴収事務に多大な影響を及ぼしている。

したがって復興特別所得税は源泉徴収の対象外として所得税と統合すべきである。その場合に不足する復興財源については、所得税（源泉徴収税額表の改定を含む）の税率を見直すことで対応する。

7. 印紙税法を廃止の方向で全面的に見直すこと

〔条文〕 印法 8・11・20

〔意見および理由〕（一部加除 H25～）

印紙税の納付方法に用いられる収入印紙は、国庫収入となる租税、手数料その他の収納金の徴収を目的として財務省が発行する証票である。印紙税法第 8 条第 1 項では「・・・当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を・・・当該課税文書に貼り付ける方法により、印紙税を納付しなければならない」と規定しており、また、印紙税法では印紙を発行する規定がないことから印紙税法を廃止しても、国庫収入の印紙税にかかる収入以外の収入には何等影響はない。

印紙税の課税は、課税文書が各種の経済取引の表現であり、担税力の間接的表現であることを根拠としている。

しかしそうだとすると、等しい担税力が認められるべき同一経済取引を行っても、その基となる契約書等の書類が電子文書であるか、紙の文書であるかの違いにより課税の可否が決まるなど、不合理・不公平な現象が生じることとなる。

よって印紙税は廃止の方向で全面的に見直すべきである。

II 所得税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 所得控除を整理・簡素化し、人的控除については税額控除に組み替えること

[条文] 所法 73～87

【意見および理由】（一部加除 R4～）

所得控除は、長期にわたり累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下しているとともに、本来、所得税に期待される富の再分配機能を弱める結果となっているとの指摘がある。

また、高所得者ほど税額の減少額が大きくなるという所得控除の欠点を補うため、近年、人的控除においては様々な要件や調整が付されており、複雑化が甚だしい。給与所得者の年末調整における必要書類の記入、各要件の判断、控除金額の算定は、一般納税者には到底、内容を理解した上で処理を行えるものではない程難解であり、加えて当該年の所得の見積額により取扱いが変わる制度もあり、納税者本人や給与支払者の事務担当者に多大な負担を強いるとともに誤りを発生させているものと推察される。

人的控除は税額控除によることとし計算の簡素化を図るべきである。また人的控除は憲法 25 条（生存権）から考えられる最低生活費部分に課税しないための制度であり、最低生活費は所得の多寡によって変わらないと考えられることから、負担軽減が一定額となる税額控除が望ましい。

制度的役割を終えたと考えられる所得控除に関しても見直しが必要である。

(1) 人的控除は税額控除に組み替える

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、基礎控除は税額控除とする。

以上の人的控除について納税者本人の合計所得金額と関連させることなしに、それぞれの控除につき一定の額を納税者本人の所得税額から控除する仕組みとすべきである。

加えて、年金受給世代では既に公的年金等特別控除等により現役世代よりも優遇されていることを鑑みて老人控除対象配偶者の控除額の加算は廃止すべきである。また平成 22 年の子ども手当導入に伴い年少扶養親族への扶養控除適用が廃止されたが、その後の児童手当への変更により一部納税者については手当の給付のみが減少している。この不均衡を是正するとともに、さらなる少子化対策、子育て支援のため年少扶養親族への扶養控除の不適用はとりやめるべきである。

(2) 勤労学生控除は廃止する

現代においては適用も少なく、必要性が薄れていると考えられるため廃止すべきである。

(3) 医療費控除は廃止する

自身の意思に基づかない強制的な支出である医療費の支払いによる担税力の減殺を手当てするものである医療費控除であるが、公的健康保険の高額療養費制度や民間の医療保険の充実により現在では生活に重大な影響を与えるほどの担税力の減殺は起こりにくいと考えられるため、廃止すべきである。

2. 財産債務調書制度を見直すこと

[条文] 国外送金等調書法 6 の 2

【意見および理由】（一部加除 R4～）

平成 27 年度税制改正において、申告内容の適正性を担保する目的で財産債務調書の提出制度が導入された。しかしながら、申告納税制度が確立している現状において、この制度が納税者に過重な負担を強いていることに疑問を持たざるを得ないところである。

一方、これまで通りこの制度を維持すべきであるならば、以下のように改善すべきである。

①記載すべき資産を限定すること、②時価の記載を不要とするとともに資産総額基準を引き上げること、③加算税の重課措置は取り止めること、④所得基準を引き上げること、⑤提出期限は所得税の確定申告期限より少なくとも 3～4 か月後とすること、について見直すべきである。

3. 不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定を廃止すること

[条文] 措法 41 の 4

【意見および理由】（～）

この制度はバブル経済期における地価高騰や過度の節税への対策として設けられたものであるが、現在の経済状況下においては、当初の政策目的は既に失せている。

このような損益通算の制限は所得のないところに課税するものであり、平成 10 年度に改正された法人税法の規定との整合性を保つ観点からも、現行の不動産所得にかかる損益通算制度の特例の規定は早急に廃止すべきである。

4. 所得税の確定申告期限を延長すること

[条文] 所法 120

【意見および理由】（新設）

所得税の確定申告期限は 3 月 15 日であるが、諸外国に比べて申告期限までの期間が短く、納税者にとっては過度の負担となっている。また、消費税のインボイス導入など制度の改定により納税者の事務負担が増加することも申告期限を延長すべき要因である。

したがって諸外国の申告期限を参考に、少なくとも現行より 1 月程度の延長が必要

と考える。

なお、個々の納税者の事情や適正申告の維持確保の観点及び働き方改革が提唱され、納税者の多様な働き方に応じた申告期限が必要とされるべきである。よって、納税者の申請により申告期限をさらに延長できる特例を創設すべきである。

【個別要望項目】

1. 土地建物等の譲渡損益の所得金額の計算方式を見直すこと

〔条文〕 所法 69 措法 31、32

【意見および理由】（一部加除 H24～）

土地建物等の譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の金額の計算上生じた損失について損益通算が認められていない現行の所得金額の計算方式では、担税力を失った部分に対しても課税しており、経済変動に対応できず、土地取引の活性化や遊休不動産の流動化を阻害している。そもそも税体系や税制は、経済活動や資産選択等に対し中立的であるべきである。

したがって、土地建物等の譲渡損益については、他の所得との損益通算を認めるべきである。また、土地建物等の譲渡益に対する特別控除についても復活させるべきである。

2. 損失の繰越控除の期間制限を見直すこと

〔条文〕 所法 70 所令 201

【意見および理由】（H25～）

雑損失及び青色申告者の純損失の繰越控除については、更正の請求期間 5 年にあわせて現行の 3 年間から 5 年間に延長すべきである。

3. 雑損控除の適用範囲を拡大すること

〔条文〕 所法 72

【意見および理由】（H22～）

災害または盗難もしくは横領による資産損失にのみ認められている雑損控除の範囲を時代の変遷と損失内容の多様化に適合したものとなるように、金融機関が破綻した場合の預貯金等や近年多発している詐欺による損失といった納税者の無過失や犯罪被害による損失も適用対象に加えるべきである。

4. 源泉徴収の対象となる所得の範囲を見直すこと

〔条文〕 所法 181～215

【意見および理由】（～）

現行の源泉徴収の対象となる所得の範囲は多岐にわたるものであるが、それでも昨今

の複雑化、細分化する経済活動に対応できているとは言い切れない。今後、制度の運用の困難さが増し徴収漏れが増大し、制度として限界を迎えるのではないかと考える。

源泉徴収制度は、申告納税制度の枠内にある「徴収のための」制度であり、それが税金の安定的・効率的徴収に貢献しているとはいえ、源泉徴収義務者に事務処理や不納付加算税等を課される可能性といった負担を負わせている。確定申告の手段、納付の手段も増えた現在では、自らの積極的な経済活動により獲得した収入については、個々人が自らの所得および税額を計算し、自らの責任において申告納付することを原則とすべきであり、所得の支払段階で源泉徴収しておかなければ所得税の徴収が困難となるような場合を除いて、報酬・料金等の事業所得や雑所得で確定申告することを前提としている所得に係るものについては、源泉徴収の対象を縮小・限定すべきである。

5. 通勤手当の非課税限度額を日割り計算することが可能となるように見直すこと

〔条文〕 所法9 所令20の2

【意見および理由】(H28～)

所得税法において通勤手当は、通勤に要する費用に充てられる実費弁償的なものとして、通常必要と認められる範囲までは非課税所得とされている。

しかし、マイカー等の交通用具を使用する通勤費の非課税限度額は、通勤距離に応じて月額が定められており、日額によるべき旨の規定はない。そのため繁忙期等の季節的要因により出勤日数に偏りを生ずる給与所得者は、年間の出勤日数が同じであっても、平均的に出勤する者と比較して課税所得が通勤費の非課税限度額を超える部分だけ過大となる。

したがって、現行制度の簡便性は認めるものの、課税の公平の見地から、季節的要因に配慮して、1月を20日程度として通勤費の非課税限度額を日割り計算することを選択適用できるように見直すべきである。

6. 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例規定を見直すこと

〔条文〕 所法56

【意見および理由】(一部加除H19～)

この規定は、現在では恣意的な所得分割による租税回避を排除すること以外に法的な価値が認められず、世帯単位課税から個人単位課税が原則となった現代では時代錯誤的な考えに基づく規定といえるのではないだろうか。独立した事業を営んでいる生計を一にする親族から受ける役務の提供や資産の譲渡等の対価は必要経費とすべきである。

7. 青色事業専従者給与に関する形式基準および届出制度を廃止し、専従者退職金を一

定要件のもとで必要経費とすること

[条文] 所法 37、56、57

【意見および理由】(～)

青色申告者は事業と家計とが明確に分離されており、青色事業専従者については、労働の実態や給与の支給形態等において、一般の従業員と何ら異なるところがないにもかかわらず様々な法的制約が定められている。

したがって、青色事業専従者給与に関する形式基準すなわち従事可能期間の2分の1を超える期間、従事すべきとする要件や届出制度を廃止し、役務の対価として相当である部分の金額については特段の制約なく必要経費に算入できるとすべきである。また、退職金として合理的な範囲内の金額についても必要経費への算入を認めるべきである。

8. 相続財産を譲渡した場合、その譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を延長すること

[条文] 措法 39

【意見および理由】(一部加除 R3～)

平成 27 年の相続税法の改正により、相続税の申告件数や納税額が増加し、相続税の納税資金に充てるために土地等を売却する事例や非上場株式を発行会社に譲渡する事例への対応が重要性を増すものと思われる。土地等の売却には契約成立までに相当な熟慮期間を要する場合があります、また非上場株式の発行会社の資金繰りの問題などからも適用期間の延長が必要と思われる。

したがって、譲渡した相続財産にかかる相続税相当額を取得費に加算できる特例期間を現行の3年から5年に延長すべきである。

9. 住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等を、自己または親族の所有している家屋について行うものとする

[条文] 措法 41

【意見および理由】(～)

親の所有する家屋に子供が借入金で増改築を行って居住することは多々あることだが、現行法の規定によれば、住宅借入金等特別控除の適用対象外とされている。

税務執行の実務において、既存家屋の所有権を子供に移してから増改築を行った場合には当該適用は認められるが、既存家屋が親の所有のまま子供が増改築を行った後に所有権の移転登記をした場合には認められない。そのため、適用要件を満たすためにあらかじめ既存家屋の所有権の全部または一部を子供に移転してから増改築を行うという対策が一般的に行われている。

結果としての経済的実質が全く同じであるにもかかわらず、形式的な登記の手順に

よっては、その適用に可否が生ずるといふ不合理な事態が生じている。

したがって、住宅投資の促進と担税力への配慮という制度の趣旨を生かしつつ、現実に国民の間で広く行われている増改築の実態に即した住宅借入金等特別控除の適用を可能にするため、自己の居住に要している家屋については自己の所有する家屋に限定せず、親族など一定範囲の者が所有する居住用家屋について増改築を行うことを適用要件とすべきである。

10. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を5年間に延長すること

[条文] 措法37の12の2

【意見および理由】(H28～)

少額投資非課税制度(NISA)との関連性から、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を現行の3年間から5年間へ延長すべきである。

個人投資家の株式市場への参加促進によって、深刻化する株価低迷に歯止めをかけようという趣旨から、平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除ができることとなった。

また、将来への備えとなる資産づくりの促進(家計の安定的な資産形成の支援)、経済成長のために家計の金融資産を有効活用(家計からの成長資金の供給拡大)という趣旨から、平成26年1月より少額投資非課税制度(NISA)が創設された。

証券市場の活性化といった同じような趣旨から創設された少額投資非課税制度(NISA)の非課税期間が5年間であるのに対し、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間は3年間であることから、証券税制の統一性を図るため、譲渡損失の繰越控除期間を5年間に延長すべきである。

11. 個人事業者の被服費等の購入費用の必要経費算入規定を設けること

[条文] 所法57の2

【意見および理由】(H28～)

平成24年度改正での給与所得者の特定支出控除との関連性から、個人事業者についても一定の要件を設けて、ビジネススーツ等の被服費の必要経費算入を認めるべきである。

昭和49年5月30日京都地裁の判決で、「被服費は、一般的に個人的な家事消費たる家事費に属すると解するのが相当である。」と述べたうえで、「専ら、または、主に家庭において着用するのではなく、これを除き、その地位、職種に応じ、勤務ないし職務上一定の種類、品質、数量以上の被服を必要とする場合には、その被服費の支出は勤務についても関するものとして、家事費ではなく、家事関連費であると解するのが相当である。」との判決があるが、平成24年度の改正ですでに給与等の支払者の証

明等を要件に、一定の限度額までは給与所得者の必要経費と認められることから、個人事業者についても、一定の要件を設けて被服費を必要経費に算入する規定を明文化すべきである。

12. 仮想通貨（暗号資産）の譲渡による所得を申告分離課税とすること

[条文] 所法 33、35

【意見および理由】(R2～)

仮想通貨（暗号資産）を売却又は使用することにより生じる利益は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され総合課税とされている。しかし、そもそも仮想通貨（暗号資産）の譲渡による所得は、譲渡所得に該当すると考えられる。仮想通貨（暗号資産）の譲渡等により利益を得ることもあるが、損失が発生する可能性もあり、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、他の金融資産の譲渡所得と同様に申告分離課税とするなど、仮想通貨（暗号資産）の譲渡課税について検討すべきである。

Ⅲ 法人税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直すこと

[条文] 措法 61 の 4

【意見および理由】（一部加除 H24～）

交際費等の損金不算入制度については、企業の自己資本の充実と交際費の濫費抑制という目的で創設され、制度が維持されてきている。

しかし、現行の取扱いでは、企業の事業活動に必要不可欠とされる慶弔費等まで、交際費等に含まれるものとされるなど、損金不算入の対象となる交際費等の範囲が拡大されている。

企業の事業活動に必要不可欠とされる慶弔費等は、冗費とは言い難く、適正な支出であれば自己資本の充実も阻害しないことから、本来の課税趣旨に合致しない慶弔費等は、交際費等の範囲から除外すべきである。

2. 役員給与の損金不算入制度を見直すこと

[条文] 法法 34、法令 69、H18 改正法附則 23、H18 改正法令附則 2

【意見および理由】（一部加除 R4～）

(1) 役員給与については、原則損金算入とし、法 34②(過大役員給与の損金不算入)の不相当に高額な部分の金額のみ損金不算入とすること。

(2) 定期同額給与の改定について中小企業の場合にはその要件を緩和すること。業績悪化改定事由については、法人税基本通達 9-2-13 や「役員給与に関する Q&A」において例示されているが、中小企業にとっては、いずれも「業績悪化改定事由」を主張することが困難であるので、この点を考慮して見直すべきである。「業績悪化改定事由」として一定の中小企業については、対前年比売上減少比率の項目（例えば 30%減）と対前年比利益の減少比率の項目（例えば 50%減）を両方とも満たした場合を追加する。

【個別要望項目】

1. 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を見直すこと

[条文] 法法 52 法令 96

【意見および理由】（一部加除 H25～）

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、破産手続開始の申立てがあった場合等の要件が定められ、対象債権金額から一定額を控除した金額の 50%相当額が繰入限度額となるが、実際の配当率等を参考にして現行の 50%の繰入率を見直すべきである。

破産手続きにおける配当率は 5%以内であるので「破産手続開始決定」の場合は、95%相当額を繰入限度額とするよう要望する。

2. 退職給付引当金の損金算入を中小法人について認めること

[条文] 旧法法 54 法法 22

【意見および理由】(一部加除 R4～)

法人税法上の各事業年度の所得は、一般に公正妥当と認められる会計処理を基準として計算される。債務確定主義を原則とすれば、退職給付引当金はその例外として、別段の定めをもって認められていた。平成 14 年に同引当金が経過期間(最大 10 年)を経て廃止された。また、同制度が廃止された以後、非正規雇用・ワーキングプアといった雇用条件の格差の問題が顕著となってきている。

中小企業が準拠すべき「中小企業の会計に関する指針」等においても当期の費用に属する金額を当期の費用に計上しなければならないとしている。

したがって、中小法人については退職給与引当金の損金算入を認めるべきである。

3. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除について、期間及び控除割合の制限を廃止すること

[条文] 法法 57

【意見および理由】(一部加除 H27～)

平成 27 年度及び平成 28 年度税制改正において、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除は 9 年から 10 年に延長され、大法人については欠損金の控除限度額は、その事業年度の所得の 80%から 65%、60%、55%、50%相当額になった。

しかしながら、営業年度はゴーイングコンサーンのもとで人為的に区切られたものに過ぎず、損失も利益も本来は一体のものである。これは税務上においても尊重されるべきであり、例えば、アメリカでは 20 年、イギリスやドイツでは無制限に認められるという例もある。また、わが国においても、法人税法上、資産整理に伴う私財提供等があった場合には、欠損金の生じた事業年度がいつであっても無制限に損金算入が認められる例もある。

したがって、青色申告書を提出した場合の法人税における欠損金の繰越控除については、期間及び控除割合に制限を設けるべきではない。

とくに、中小法人については財務的基盤が脆弱であることから、原材料値上りによるコスト高、売上の減少、資金繰りの悪化等に対処した事業の再生支援のためにも期間制限を廃止すべきである。

4. 国外関連者に対する寄附金の損金算入を中小法人について認めること

[条文] 法法 37 措法 66 の 4

【意見および理由】(一部加除 H25～)

経済のグローバル化に伴い製造業を営む中堅中小企業の中でも、生き残りを賭け海外に子会社を設立し、海外に製造拠点を移す動きが今後も続くものと予想される。その際、海外に設立した子会社は当面赤字続きで、事業の運営上、現地の他社に管理を委託することが困難な場合が多く、結果として国内の親法人が様々な業務支援を行っている現状が見受けられる。また、親会社の子会社に対して、実際に役務の提供にかかる対価を請求する場合には、相手国によっては親子会社間の送金には現地国の法令上の制限から実質的に請求できない場合もある。

したがって、法人税法基本通達 9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)のほか、海外進出時の一定期間における子会社支援についても経済合理性があるものとして、海外進出計画等の提出を要件に、国外関連者に対する寄付金の損金算入を中小法人については認めるべきである。

5. 試験研究費に係る税額控除制度を見直すこと

[条文] 措法 42 の 4

【意見および理由】(一部加除 R4～)

国際競争力の維持向上のためには、企業が研究開発投資は欠くことができないものであり、まさにその活動は生命線である。近年は毎年制度の見直しがされているところではあるがまだ不十分であると思われるため、次の見直しが必要である。

試験研究費に係る税額控除制度では、支出事業年度に控除出来なかった金額については翌事業年度に繰り越しての控除が不可能になった。しかし、研究開発費については、投下資本の回収に長期間を要する場合が通常であるため、中小企業の研究開発投資を促進させるためにも、繰越控除制度を復活し、繰越控除期間を 5 年間にすべきである。

6. 確定決算基準の維持について

[条文] 法法 22、74

【意見および理由】(H22～)

現行の法人税法は確定決算基準を採用しており、その実質的な意義は、確定した決算において選択し適用した会計処理が適正な会計基準に従い法人税法上も容認できるものである限り、税務計算もそれに拘束され申告調整が認められないことにある。また、確定決算基準には次の機能がある。

(1) 財務諸表を単一化するという便宜性

(2) 減価償却など法人の内部取引処理の確認が容易になり申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の安定性

(3) 企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の真実性

ところが、この基準については、企業会計上の利益を裏付ける会計理論が常に適正かつ正当であるという保証がない限り、その利益を課税ベースとすることには法的な問題があると考えられており、いわゆる分離主義に移行すべきであるという意見がある。

しかし、もし確定決算基準を廃止した場合には、企業会計とは別に税務計算上の企業利益を算定する必要が生じ、結果として帳簿の作成や決算・申告事務の煩雑化を招きかねない上に、法人税法に網羅的かつ自己完結的な計算規定を設ける必要が生じるなど立法上の不都合が惹起される。

また、企業会計と法人税制が著しく乖離した場合には、確定決算基準は形骸化し、その維持が困難になることが予測される。

したがって、現状の企業に実務を考慮すれば、今後も確定決算基準を維持することが適当である。

7. 減価償却制度を見直すこと

〔条文〕 所令 120 の 2、法令 48 の 2

【意見および理由】（一部加除 H28～）

減価償却資産の計算方法は定額法へ統一するような動きがみられる。税務においても平成 28 年度改正により、建物附属設備及び構築物については選択の余地はなく、定額法によることとなったため、同じ資産に分類される場合であっても償却方法が異なる場合が生じることとなった。改正の背景は、建物附属設備や構築物といった投資拡大に影響の少ないものについては、減価償却方法を定額法にしても企業に与える影響は少ないであろうという考えに基づくものと思う。

しかし、定額法に一本化した影響により、減価償却資産を取得すると初期の税負担が増えることとなるため、中小企業の投資意欲を減退させる可能性があるため、中小企業においては引き続き定率法と定額法の選択適用を認めるべきである。

また、現在の定率法の計算方法は、耐用年数の途中で改定取得原価及び改定償却率を用いた定額償却への切り替えを行う必要があり、非常に複雑な作業が強いられることとなっている。事務負担の軽減、制度の簡素化のために、償却の途中で定額償却に切り替えることなく、そのまま同一の償却率により償却計算を継続できる方法に見直すべきである。

IV 相続税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 相続税の課税方式を見直すこと

[条文] 相法 11、15、16、17 他

【意見および理由】（一部加除 R4～）

現行の相続税の課税方式は遺産取得者課税（法定相続分課税）方式を採用しているため、以下の問題点を有している。

相続税を各相続人が取得した財産の額に基づき計算する遺産取得課税方式に変更することが望まれる。

[現行方式の具体的な問題点]

1. 同額の財産を取得しても税額が異なることがある。（遺産総額、法定相続人数の影響）
2. 一人の相続人等の申告漏れは、他の共同相続人等にも意図せざる追徴税額を生じさせる。
3. 小規模宅地等の特例などの効果が、特例を適用しなかった事業継続・居住継続に関係しない相続人にも影響し、当該相続人の税負担に軽減効果が生まれる。
4. 改正民法により相続人から支払いを受ける特別寄与料は、相続税法上は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の申告を要することになった。（相法 4②）

遺産分割手続きとは別個の制度から派生する相続税申告義務者の出現により、法定相続人の数と実際に遺産取得した者（納税義務者）の数との乖離が民法改正以前より拡大した結果、法定相続人数から計算される基礎控除額を課税価格総額から直接控除するという現行方式は、各取得遺産から各々の基礎控除を行い、さらに各々の税率を乗ずる遺産取得課税方式と比較すると計算構造上の優位性が失われている。

2. 相続税の申告期限を延長すること

[条文] 相法 27

【意見および理由】（一部加除 R4～）

相続税の申告業務については近年では、事業承継税制の適用対応、海外在住の相続人等の存在、海外資産の把握及び評価等の経済環境的理由により、従来に比べて相当の時間を要するようになって来ている。又、民法改正により創設された「特別の寄与料の請求期間」および遺留分制度の改正による「遺留分侵害額請求の請求期間」がともに一年であることと相続税の申告期限が 10 か月であることの不整合も看過できない問題点である。従って、申告期限は現在の 10 か月から 1 年に伸長すべきである。

(敢えて10か月に拘泥すれば申告期限後に「特別寄与料の確定」「遺留分侵害額の確定」があった場合に、いたずらに更正の請求の件数が増加し、納税者・課税庁ともに煩瑣な手続きに見舞われる結果を招くことが予想される。)

【個別要望項目】

1. 類似業種比準方式による取引相場のない株式の評価を見直すこと

〔条文〕 財基通180

【意見および理由】(一部加除H24～)

評価会社の業績に変動がない場合でも、上場会社(類似業種)の株価等の変動が株式の評価額に著しい影響を及ぼすことになる。取引相場のない株式の評価の一要素にすぎない上場会社の株価の急激な変動が、株式評価額に多大な影響を与えることについて緩和措置を講じることが望ましい。

2. 耐用年数を経過した家屋等の評価方法を見直すこと

〔条文〕 財基通89

【意見および理由】(一部加除H24～)

家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に1.0倍を乗じた価額となっている。しかし、耐用年数を経過した家屋の固定資産税評価額は再建築価額に最終残価率20%を乗じた価額となっている。

このため耐用年数を経過した家屋は、相続税評価額と実際の価額が著しく乖離している。これを是正するため再建築価額の最終残価率である20%をその家屋の築年数に応じて引き下げるべきである。

また、老朽化した家屋の敷地の相続税評価額についても、その家屋の取り壊し費用等を考慮し、減額する措置を設けるべきである。

3. 損害保険契約に係る返戻金のみなし贈与財産規定を見直すこと

〔条文〕 相法5

【意見および理由】(一部加除H24～)

傷害を保険事故とする損害保険契約に係る解約返戻金や満期返戻金は、生命保険契約に係る返戻金と同様に、その契約の第三者保険料負担分については「みなし贈与財産」とされている。しかし、建物更生共済契約など火災等を保険事故とする損害保険契約に係る返戻金は「みなし贈与財産」とされず、「一時所得」として課税され、建物更生共済契約を贈与手段として活用している納税者も見受けられる。

このような傷害を保険事故とする損害保険契約以外の損害保険契約に係る返戻金についても「みなし贈与財産」とするように検討すべきである。

4. 非上場株式等の納税猶予制度について見直すこと

[条文] 措法 70 の 7、70 の 7 の 2～8

【意見および理由】

非上場株式等の納税猶予制度については、平成 30 年度税制改正において大幅な改正がなされた。しかしながら未だに手続きが煩雑なこと、又昨今の企業経営の環境変化がめまぐるしいことなどから、中小企業者が当該制度を利用することを躊躇する傾向にある。従って、①手続きの更なる簡素化、②特例措置の恒久化、③農地の納税猶予制度と同様、期限を定めて免除確定とする等の見直しをして、喫緊の課題となっている中小企業の事業承継問題の解決を税制面から強く推し進めていくべきである。

5. 教育資金の一括贈与非課税制度の廃止

[条文] 措法第 70 条の 2 の 2

【意見および理由】(新設)

平成 25 年施行以来、7 年を経過した直系尊属からの教育資金の一括贈与非課税制度は累計契約数 23 万件を超え、信託財産設定額も 1 兆円を超える規模となっている。

本制度は施行後、相続開始時点の残額の課税価格への持ち戻し等の改正は行われているものの、令和 5 年 3 月まで延長され現存している。

子供の学力格差を益々拡大させる要素を含む本制度の存在は、機会均等による公正な社会の実現という大前提を崩す結果ともなり、将来における社会の不安定化の一要因になりかねない。

本制度がなくとも、本来、祖父母からの教育資金の援助は相続税法 21 条の 3 により扶養義務の範囲にとどまる限り贈与税は課税されず、必要の都度、必要な額を贈与することは贈与税の課税なく可能である。

にもかかわらず、本制度は消費押し上げ効果を含む幾つかのプラスの側面は認められるものの、一方で子供の学力格差拡大がもたらす経済格差拡大の招来という点に加え、過度な相続税の節税手段に使われるという点の弊害が大きい。従って本制度は廃止すべきである。

6. 相続税の連帯納付義務制度を見直すこと

[条文] 相法 34 条

【意見および理由】(新設)

同一の相続についての共同相続人について連帯納付義務を定めているが、わが国の相続税は法定相続分課税方式といわれ、納税義務者は財産の取得者となっているため、相続税は財産を取得した各相続人の固有の債務とみるのが自然である。

しかるに、共同相続人の中の一部の相続人が固有の相続税を滞納すると、他の相続人には自己の固有の相続税を既に納付しているにもかかわらず連帯納付義務に基づ

く督促処分がなされる。(相法 34 条)

かかる連帯納付義務制度は、平成 24 年度改正により、特定の場合には、連帯納付義務が解除されることにはなったものの制度自体はいまだに残存しており、戦後の民法の下で 70 余年を経過し相続人間の人的関係が希薄化している今日的状況に適合しているとは言い難く見直すべきである。

V 消費税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すこと

〔条文〕 消法 29 H28 改正附則 34

【意見および理由】（一部加除 H24～）

消費税は、導入当初より所得水準が低い家計ほど所得に対する消費税の負担割合は高くなるという逆進性の指摘がある。そのため、10%への税率の引上げに伴い低所得者への配慮をどのように行うべきかの観点から、逆進性を緩和するための措置として、「酒類及び外食を除く飲食料品・新聞」に軽減税率（複数税率）制度が導入された。しかし軽減税率制度は、①逆進性緩和効果の観点から高額所得者により高額の軽減効果が及ぶため低所得者層の負担軽減効果がさほど期待できない、②制度設計の困難性があり、軽減税率の対象とする範囲などの仕切りを合理的・公平に選定することが困難である、③事業者のコストの増大や徴税コストの増大が指摘されている。したがって、逆進性の緩和措置はより効果的と指摘のある、低所得者向け給付付き税額控除制度等を検討すべきであり、導入された軽減税率制度を廃止し、よりシンプルな単一税率制度に戻すべきである。

2. 請求書等保存方式を維持し、適格請求書保存方式（インボイス方式）を見直すこと

〔条文〕 消法 9、45

【意見および理由】（一部加除 H24～）

消費税導入時に取引慣行や事業者の事務負担に考慮するという観点から、帳簿上の記録等に基づいて控除する「帳簿方式」が採用されていた。しかし、帳簿方式については、事業者自身が作成した帳簿を要件にして税額控除ができることから、信頼性の点から疑問であるとの指摘から帳簿に加え、取引の相手方が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を要件とする請求書保存方式が導入されている。

令和5年10月に予定されている適格請求書等保存方式への移行については、①事業者及び課税庁の事務に過重な負担を強いることとなる、②免税事業者は適格請求書等を発行できないことから取引から排除されることが指摘されている。

軽減税率導入に伴う事務対応にあっても、請求書保存方式をベースに、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等に十分対応しており、インボイス制度に移行について問題点の指摘もあり、現行の請求書等保存方式を堅持し、適格請求書等保存方式の導入を見直すべきである。

【個別要望項目】

1. 消費税の基準期間制度を廃止すること

[条文] 消法 2①14

【意見および理由】(H24～)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間に課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生じる。また、免税事業者が多額の設備投資を行う場合、課税期間の開始前に「課税事業者選択届書」をしなければ、支出消費税の精算が出来ないが、この取扱いが十分に周知・理解されていない状況から消費税還付を受けられなくなったという事例も少なくない。

したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、基準期間における課税売上高等による納税義務の判断を廃止し、原則すべての事業者を課税事業者と整理したうえで、当期又は事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には、選択による申告不要制度を導入すべきである。

2. 非課税取引の範囲を見直すこと

[条文] 消法 6①別表第一・別表第二

【意見および理由】(新設)

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供と規定されている。課税対象となる国内取引のうち、消費一般に広く負担を求める税の性格から見て、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でないものを非課税取引としている。

現行制度においては、非課税売上がある場合の仕入れ税額控除は原則課税売上割合に対応する部分のみが控除対象となっており、控除対象外となる消費税額は税額控除できないため、事業者コストとして残ることとなる。

一般的な非課税取引を行っている事業者は、実務上、控除対象外コストを販売価格に転嫁しており、非課税といえども消費者は消費税相当額を負担している。

また、非課税取引のうち医療・介護など報酬額に定めがある事業者は、控除対象外コストを直接消費者に転嫁することができず、診療報酬等を通して配分されることとなるため、消費税と診療報酬等との関連付けが不十分だと、事業者の経営が不安定になるとの指摘がある。

消費税の制度は、可能な限り広くシンプルな制度であるべきであるとの認識から、課税対象の例外的位置づけにある非課税取引のうち、特に「社会的な配慮に基づく」取引について、その範囲を見直し、非課税取引の縮減を図るべきである。

3. 仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること

[条文] 消法 30⑤

【意見および理由】(H24～)

仕入税額控除における一括比例配分方式は、事務処理能力の不足を補うための制度であり、この方式の2年間の継続適用という個別対応方式への変更制限は、両方式を交互に利用することに恣意性を排除する目的もあるとされている。

しかし、本則課税方式での仕入税額控除については簡易課税制度と異なり、実際の課税仕入の額をもって計算することから、両方式とも恣意性の問題を指摘すべきものではなく、一括比例配分方式を適用することについて取扱い制限を設ける必要性に乏しい。したがって、事業者には個別対応方式を適用するための要件さえ整えば、いつでも個別対応方式への変更ができるよう改めるべきである。

4. 課税事業者・簡易課税制度・課税期間の短縮を選択した場合における2年間の継続適用の規定を1年間に短縮すること

[条文] 消法 9⑥、19⑤、30⑤、37⑤

【意見および理由】(H27～)

課税事業者選択届出書、簡易課税制度選択届出書、課税期間特例選択届出書は、提出後2年間は継続適用しなければ、各選択不適用届出書を提出することができない。

このようないわゆる2年縛りは、各制度・方式の適用・不適用を繰り返すことによる消費税額を計算する場合における事業者の恣意性を排除することにある。しかし、課税事業者を選択した事業者が免税事業者に戻ることに、簡易課税制度の選択を取り止めること、課税期間の短縮を取り止めることは、特例的な取扱いを受けることを止めて、原則的な取扱いに戻ることであり、恣意性が問題視されることには当たらないと考えられる。

経済状況の変化など事業者を取り巻く外的要因により、一度選択した制度・方式であっても、翌年には実情に合致しないこととなりうるため、事業者は常に事業計画等を見直す必要があるが、2年縛りの制約が経営判断の足枷となっている。

したがって、恣意性の排除は1年で十分であり、税制が円滑な事業活動を阻害することのないよう、各制度・方式の2年間継続適用の規定を1年に短縮すべきである。

VI 地方税法に関する改正意見

【重要要望項目】

1. 個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすること

〔条文〕 地法 34、314 の 2、314 の 6

【意見および理由】 (H27～)

個人住民税の所得割は、所得税と同様に個人の所得を課税標準としているが、所得控除の種類も同じであるにも関わらず、所得控除額の算出方法に違いがあり、課税ベースには差異が生ずる。このことは、いたずらに所得課税制度を複雑にしているだけであり、納税者にとって分かりにくいものとなっている。したがって簡素な税制の構築のために、個人住民税の所得控除額を所得税と同一にすべきである。

【個別要望項目】

1. 固定資産税評価額は、十分な検討を行い実態に即したものとすること

〔条文〕 地法 341、388

【意見および理由】 (一部加除 H22～)

固定資産税の課税標準となる固定資産税評価額は、相続税、登録免許税、不動産取得税など他の税目の課税標準として援用されており、特に、相続税においては、不動産や取引相場のない株式の評価に影響を与えている。そのため、固定資産税の賦課において市区町村間の課税の公平性を確保しなければならず、固定資産の評価に当って各自治体が適正な価格を決定しなければならない。

ところが、土地については、地方税法において適正時価により評価するとされているが、一般的な土地の取引市場を形成していない市街化調整区域内の雑種地や既存宅地以外の宅地では、実勢価格との乖離が多く見受けられる。また、土地の形状その他の個別の状況を反映した評価としなければならないところ、中小規模の自治体においてその対応に遅れが生じているところも見受けられる。

また、家屋については、耐用年数省令を基に減価償却した残存価額と比較しても、異常に高く評価されている。

したがって、固定資産税評価額を算定する際には、他の国税や地方税に与える影響を考慮し実態に即したものとするとともに、その評価基準と算定基準を公開することにより課税の公平を図るべきであり、すべての自治体において固定資産の評価に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録等の固定資産税に関する統計資料を整備し、市区町村間の公平性を確保すべきである。

2. 事業税における社会保険診療報酬等に対する特例措置を廃止すること

〔条文〕 地法 72 の 23、72 の 49 の 12

【意見および理由】（一部加除 H19～）

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、社会保険の保護育成を図り、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものである。

このような問題は社会保険政策の中で対処すべきものであり、税制において対応すべき性質のものではないことから、この制度は早急に廃止すべきである。

3. 個人事業税の事業主控除額を引き上げること

[条文] 地法 72 の 49 の 14

【意見および理由】（～）

個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、その控除額を少なくとも 500 万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

4. 償却資産に係る固定資産税を廃止すること

[条文] 地法 383

【意見および理由】（H30～）

償却資産税の申告にあたっては、納税義務者は決算事務とは別に固定資産を管理しなければならず、事務処理が煩雑になっている。また、機械設備等への課税は我が国と製造業が競合するアジア諸国において例がなく、企業の投資意欲を低下させ、政府の投資促進政策を阻害し、製造業等の特定業種に税負担が偏重し課税の公平が歪められている。

したがって、将来的に償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

5. 全国の都道府県及び市町村申請届出様式の書式を統一すること

【意見および理由】（一部加除 H27～）

現在、法人設立に関する届出書等を eLTAX で提出する場合の各種届出様式等は、都道府県あるいは市町村単位では統一されているが、紙による届出書等の提出の場合は各自治体独自の様式になっているため、届出書等作成手続上、関係各自治体の用紙を使用しなければならず煩雑であり、ひいては各自治体の行政コスト増加の一因になっているものと思われる。

したがって、各種届出等は地方税法で各自治体同一様式の用紙で提出という手続があれば、届出書等提出側の届出手続効率の向上及び行政コスト削減に寄与することが期待できるため、同一様式に統一にすべきである。

6. 個人住民税の特別徴収を特別徴収義務者が支払った給与所得に限定すること

[条文] 地法 321 の 3

【意見および理由】（H29～）

特別徴収義務者が、従業員等へ支払った給与以外の所得を知り得るのは個人情報の漏洩に当たり、個人情報保護法違反の疑いもある。

従たる給与に係る所得や他の所得が多額である場合には、特別徴収が困難となることも想定できる。また、所得税確定申告書の第二表には給与所得以外の所得に係る所得割を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の選択をしたが、市町村の過誤によって特別徴収義務者にその情報が漏洩した事例も見受けられる。

したがって、給与所得以外の所得及び従たる給与の所得に係る所得割については、特別徴収とせず普通徴収に限定すべきである。

7. 個人住民税を現年課税とすること

〔条文〕 地法 32、313

【意見および理由】（新設）

個人の所得課税において、所得税は所得の発生から時間的間隔を置かず課税（以下「現年課税」という。）するのに対し、個人住民税は、前年の所得に対して課税しており、同じ所得に対して課税・納税のタイムラグが生じている。

そのため、前年に比べて収入が大きく減少した場合、納税者にとって負担が重く感じられ、また、納税者が地域外に転居することによって徴収に困難が生じ得ること、賦課期日前の海外転居により前年所得がありながら課税できないなど、個人住民税の課税システムに内在する問題は小さくない。

したがって、個人住民税の所得課税においても、納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけるため、現年課税とすべきである。

Ⅶ 納税環境整備に関する改正意見

【重要要望項目】

1. イメージデータによる添付書類の提出における環境を整えること

〔条文〕 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律関係

【意見および理由】（一部加除 R4～）

e-Tax や eLTAX で申告、申請・届出等を行う場合、提出すべき添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ形式により提出することができるようになり、近年は令和3年度税制改正大綱にも取り上げられ、送付できる電子データの容量の増加など改善が進められてきた。しかしながら、手順の煩雑さなどから一般の納税者に広く普及しているとは言い難く、今なお多くの納税者は税務署に持参または郵送等により提出しているのが現状である。イメージデータによる添付書類の提出はさらなる電子化を推し進めるためにも不可欠な制度であり、より簡易な方法で送信できるよう一層の環境整備を行っていくべきである。

2. e-Tax と eLTAX の効率的運用について

【意見および理由】（一部加除 R3～）

国税、地方税及び社会保険料の計算の基礎には重複した部分が多く存在している。しかし、これらの申告・納付は、国税庁、地方自治体、日本年金機構及び労働局などへ個別に行わなくてはならず、納税者等に重複した事務負担が強いられているだけでなく、徴収機関がそれぞれ独立していることで、行政コストの肥大化の原因ともなっている。また、今後より一層マイナンバーが活用されていくことから、これらの統一的運用が行いやすくなっているため以下の改正を要望する。

(1) e-Tax と eLTAX のシステムを統一し同一のシステムで送信できるようにする。

システムを統一すれば、納税者にとってより効率が良くなり、結果として利用割合の増加が見込まれる。

(2) 24 時間 365 日いつでも電子申告を送信可能にする。

利用者の利便性向上のため利用可能時間を柔軟に対応すべきである。

3. 納付書による納税方法の存続と利便性向上について

【意見および理由】（新設）

近年、納税の方法はダイレクト納付、QR コードによるコンビニ納付など、デジタル化、キャッシュレス化に対応して様々な選択肢が用意され納税者の利便性向上が図られてきたが、従来の納付書による納付の方法も、高齢者を中心にまだまだ需要が高い。しかしながら、現在の国税の納付書は、税務署名等が記入済みの指定された用紙

しか使用できず、書き損じなどにより追加の納付書が必要になった場合、その都度税務署に事前に請求し郵送等してもらわねばならない。急速なデジタル化の過渡期にあつて、納付書による納付という従来の方法も存続を確保しながら、さらなる迅速な納付の推進、事務処理の効率化を図るため、国税庁のホームページからダウンロードした書式の納付書で納付ができるようにするなどの改善を行うべきである。

【個別要望項目】

1. 一定の個人事業者について「個人事業者番号」を取得できるようにすること

【条文】 番号法 19、58

【意見および理由】（一部加除 R4～）

番号法においては、個人については「個人番号」を、法人その他の団体（以下「法人等」という）については「法人番号」を用いて、特定の個人及び法人等を識別する機能を活用することになる。個人番号の利用範囲については、「税、社会保障、災害分野」に限定され、どの業務で、どの事務で利用するかなどは法律で明記されている。一方、法人番号は、主に税分野の事務において利用されているが、個人番号と違いインターネット等を通じて基本3項目が公開され、プライバシー保護など利用範囲に制約がなく誰でも自由に利用することができる。

両番号の利用目的・範囲に違いがあることから、個人の場合には、個人事業の取引上の必要から自己の個人番号を利用する場合には問題がある。個人が個人事業の取引上利用する個人番号は、法人が事業の取引上利用する法人番号とその利用目的や性格は異なるものではない。しかし、本来、特定個人情報の保護の観点から限定的に利用されるべき個人番号が、意図せぬ形で漏えい、毀損する危険性が高まる恐れがある。そこで、一定の要件を定めて個人事業者にも「法人番号」と同様に利用上の制限のない公表可能な「個人事業者番号」を取得できるようにすべきである。

2. 不服申立手続の改革の方向性について

【意見および理由】（一部加除 R4～）

国税不服審判所の審判官の任用については、今後も民間からの採用を増やす方向にある。しかし常勤での採用となっているため税理士業との両立ができず、審判官着任への意欲のある税理士があきらめざるを得ない状況も予測される。

税務に関する深い知識と経験を持った税理士は審判官として適任であり、事件毎あるいは非常勤としても採用可能となるよう体制を改めることが望まれる。

あとがき

昨年1月以降、わが国では新型コロナウイルス感染症の感染拡大と戦後最大の経済の落ち込みに直面した。ワクチン接種が始まり検査体制の充実も進んだところではあるが、現時点では依然として終息の兆しが見えない状況にある。緊急の対応として、昨年、政府は通常の年度改正とは別に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（令和2年4月6日）を決定した。感染症の影響により経済的に厳しい状況に置かれている納税者にとっては、納税の猶予や固定資産税の軽減等の措置は急場を凌ぐための大きな支援となった。今後はウイズコロナの社会を前提として、感染拡大の防止はさることながら、社会経済活動をいかに回復させるかに注力していく必要がある。

このような観点から、令和3年度税制改正大綱（令和2年12月10日閣議決定）では、わが国のデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みへの強力な推進や、機会の平等と公平の実現、簡素な制度の構築という基本的な考え方からの改正がとりまとめられた。又、グリーン社会実現のために必要な支援を税制でもしていくこととされたことは、今後の成長戦略には経済と環境の好循環がなくてはならないことから考えると時代に即した改正といえるだろう。しかしながら、「考慮すべき課題」として掲げられた租税特別措置法の見直しについては、廃止を含めてゼロベースで見直すとしながらも抜本的な改正には至っていない印象が否めない。コロナ禍で益々広がるであろう経済格差の是正のためにも、特定の者を優遇するような措置法は整理する方向性が必要と考える。又、簡素な制度の構築もまだまだ不十分であり、さらなる検討が望まれる。

税制は経済社会のあり方に密接に関係するものである。しかしながら経済活動のみの観点からではなく、国民として、納税者として、税理士としての視点を常に忘れずにあるべき税制について考えることが必要であろう。今後とも北陸税理士会は、税制・税務行政の改善に資するため、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間の公平の実現を目指す簡素な税制の確立を提言していきたい。

当会調査研究部では、次の三点を基本とした会員各位からの貴重なご意見を募集しておりますので、引き続きご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

- ① 重要な改正意見については、それに関連した項目や論点も考慮して、中長期的な展望で検討する。
- ② 経済情勢や社会環境の変化に対応するため、早急に改正すべき項目や負担の緩和を求める項目について検討する。
- ③ 税制に関する執行や運用に関する意見については、更に一層の検討をする。

令和3年3月30日

北陸税理士会 調査研究部

部 長	永 井 奈緒美 (金沢支部)
副 部 長	上 野 和 人 (金沢支部)
〃	鳥 野 暁 (福井支部)
〃	飯 野 恵 子 (富山支部)
委 員	森 下 亮 祐 (松任支部)
〃	前 口 剛 (小松支部)
〃	藤 本 誠 (武生支部)
〃	藪 原 孝 夫 (敦賀支部)
〃	鷺 本 祐 大 (高岡支部)
〃	西 村 貞 人 (砺波支部)
担当副会長	瀬 戸 順 一 (金沢支部)
担当専務理事	北 村 彰 英 (金沢支部)